

## 被災森林の再生に向けた道の体制について

胆振東部地震により大規模な林地崩壊が発生し、2年が経過した現在でも森林造成は一部にとどまっていることから、「胆振東部地震被災森林復旧指針」や議会議論に基づき、道における令和3年度からの復旧体制の整備を図り、被災森林の一刻も早い復旧に取り組む。

## ○ 森林再生担当の配置

- ・配置先：胆振総合振興局森林室管理課
- ・配置人数：2名（主査（森林再生）1名、一般職1名）
- ・事務分掌：胆振東部地震にかかる森林再生に関すること

## ○ 具体的な業務内容

新たに配置した職員を中心に、胆振総合振興局林務課、森林室、町、森林組合、道庁森林整備課が連携し、一般民有林の再生に向けた業務に取り組む。

業務名	業務内容
森林再生実施計画の作成	具体的な森林の復旧計画
事前準備 各種調整 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査の実施に関する調整 調査エリア、現地調査方法の確認 など</li> <li>・被災森林所有者の情報整理</li> <li>・現地調査結果の情報共有</li> <li>・必要となる苗木本数の算出及び確保の調整（復興連絡会議）</li> <li>・必要となる林業事業者（労働力）の推計及び確保</li> <li>・事業の進捗管理</li> </ul>
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧手法（植栽、自然回復等）の判定</li> <li>・被害木の状況確認（活用の可否判定）</li> <li>・森林作業道設置の有無</li> </ul>
被害木の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害木の状況に応じた有効活用の調整（製材、バイオマス）</li> </ul>
調査データ整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地踏査結果の取りまとめ</li> <li>・必要な森林作業道の図示</li> </ul>
事業費の積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災森林所有者ごとに復旧にかかる事業費（被害木整理、地拵え、植林、路網整備等）や活用する支援事業による補助金収入、木材の売り払い収入等による事業収支の積算</li> </ul>
復旧提案書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記をまとめた復旧提案書の作成</li> </ul>
被災森林所有者との面談 （復旧提案書の提示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧提案書を活用し、計画的（事業が集約できるよう）に森林所有者を訪問し意向を把握</li> <li>・合意を得られた所有者から事業契約を締結し、計画的に事業に着手</li> </ul>
被災森林所有者との現地 確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の要望に応じて現地説明を実施</li> <li>・必要に応じ境界の確認等を実施</li> </ul>
補助申請の作成指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画の作成指導</li> <li>・復旧事業に活用した補助申請書類の作成指導</li> </ul>
補助事業の完了検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧事業に活用した補助申請の現地検査の実施</li> </ul>